主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人山口與八郎の上告趣意(後記)は、原判決の憲法違反を主張するけれども、 その実質は刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四一一条 を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年六月一日

最高裁判所第二小法廷

	精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂		山	栗	裁判官
重	勝	谷	/]\	裁判官
— 郎	唯	村	谷	裁判官